

平成28年2月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社イーエスピー 代表者高橋美作
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都羽村市富士見平2-1-5 (本社営業所) 東京都羽村市富士見平2-1-4
(4) 行政処分等の内容	許可取消
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年1月15日、平成28年1月16日、平成28年1月17日及び平成28年1月29日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。33件の違反が認められた。(1)適正運賃收受違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)、(4)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(5)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(6)運行管理者の届出違反(虚偽)(運送法第23条第3項)、(7)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(8)領収証発行義務違反(運輸規則第10条)、(9)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(10)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(11)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(12)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(13)点呼の記録義務違反(不実記載)(運輸規則第24条第4項)、(14)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(15)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第4項)、(16)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(17)運行記録計保存義務違反(運輸規則第26条)、(18)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(19)経路調査等義務違反(運輸規則第28条)、(20)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(21)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(22)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(23)乗務員台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(24)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(25)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(26)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(27)事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反(運輸規則第42条第1項)、(28)整備管理者の届出違反(虚偽)(道路運送車両法(以下「車両法」)第52条)、(29)日常点検の未実施(車両法第47条の2)、(30)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(31)点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)、(32)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(33)事故の未届出(運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 107点 当該事業者の累積点数 109点